

# たばこ規制枠組条約締約国会議について

平成 18 年 1 月 23 日

第 20 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料

## たばこ規制枠組条約に関する主な動き

- ・平成15年5月 第56回WHO総会  
条約案が全会一致により採択された。
- ・平成16年6月 8日 条約批准(閣議決定→受諾書を寄託)
- ・平成16年6月15日 たばこ対策関係省庁連絡会議設置
- ・平成17年1月18日 第一回たばこ対策関係省庁連絡会議

### 平成17年2月27日 条約発効

※各国の状況(平成17年12月15日現在)  
署名168か国、批准116か国

国内の取組

締約国会議

#### 未成年者喫煙防止対策 ワーキンググループ※

関係省庁連絡会議幹事会の下に設置し、  
平成17年6月から3回の議論を行った。

- ①未成年者への喫煙防止教育
- ②たばこの入手方法に応じた喫煙防止
- ③喫煙習慣者への禁煙指導

※ 内閣府、警察庁、財務省、文部科学省、厚生労働省

#### 第1回締約国会議 (平成18年2月6日～17日)

##### <主要議題>

- ・事務局の設置及び機能の確定
- ・手続規則、財政規則、予算案の採択
- ・締約国会議への報告、価格操作以外の喫煙抑制措置、含有物規制の実施に係るガイドラインについて
- ・広告、販売促進及び後援に関する議定書について

# たばこ規制枠組条約について

## 条約の目的

たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護する。

## 条約の概要

### 全体的な事項

- 条約の実施について、定期的な報告を締約国会議に提出する。  
→第2回締約会議以降報告（第21条 報告及び情報の交換）
- たばこの規制のための仕組み又は中央連絡先を確立または強化する。  
→たばこ対策関係省庁連絡会議の設置（第5条 一般的義務）

### 個別事項

- たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置（第6条）  
様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させる上で効果的かつ重要な手段であることを認識し、課税政策及び価格政策を実施。
- たばこの煙にさらされることからの保護（第8条）  
屋内の職場、公共交通機関、屋内の公共の場所等におけるたばこ煙からの保護についての措置をとる。
- たばこ製品の含有物に関する規制（第9条）  
締約国会議は、たばこの含有物及び排出物の規制に関しガイドラインを提示し、各国は効果的な規制措置を講じる。
- たばこ製品の包装及びラベル（第11条）  
健康警告表示（権限のある国家当局により承認）のサイズ（理想的には50%以上、最低30%）、ローテーションを義務付け。
- 教育、情報の伝達、訓練及び啓発（第12条）  
喫煙の健康に与える悪影響についての普及・啓発、教育、禁煙指導の実施。
- たばこの広告、販売促進及び後援（第13条）  
憲法に抵触しない範囲内でたばこに関する広告に関して全面禁止又は適切な制限措置をとる。
- 未成年者への及び未成年者による販売（第16条）  
未成年者がアクセスできないよう、自動販売機について適切な措置をとる。